



## 不動産売買契約書

売主 有限会社山城興産 と 買主 京都府茶協同組合 買主  
一般社団法人京都府茶取引安定基金協会 は、後記表示物件（以下  
「本物件」という。）に関し、次の通り売買契約を締結する。

### 第1条（売買代金）

売主は、本物件を売買代金 金 72,000,000円也にて買主  
に売り渡し、買主はこれを買い受けるものとする。

買主の支払代金の割合を京都府茶協同組合が 60%、一般社団法  
人京都府茶取引安定基金協会が 40%の割合で買い受けるものとし  
売主も了承した。

尚、売買代金全額を令和 5 年 8 月 31 日までに買主は売主に支払  
うものとする。

### 第2条（面積の確定）

本物件中の不動産の面積は、この契約を締結した日において、登  
記記録に記載されている面積とする。

②前項の面積が実測による面積と相違することがあっても、売主買  
主双方は、売買代金の増減その他の請求をすることができず、この  
契約を解除することもできない。

### 第3条（境界）

本物件の引き渡しまでに買主の費用で敷地の調査及び測量を行い  
その成果をもって境界確定とすることを売主および買主は了承した。

### 第4条（物件の引き渡し）

売主は、売買代金全額の受領と引き換えに、本物件を買主に引き  
渡す。

②売主は、前項の引き渡しまでは、善良な管理者の注意をもって本  
物件を保管しなければならない。